

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第1074回

令和4年9月27日（火）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1074回 議事録

1. 日時

令和4年9月27日（火） 11:00～11:37

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 審議官

渡邊 桂一 安全規制管理官（実用炉審査担当）

奥 博貴 企画調査官

中野 裕哉 安全審査官

西内 幹智 安全審査官

四国電力株式会社

渡辺 浩 執行役員 原子力本部 原子力部 発電管理部長

松原 克幸 原子力本部 原子力部 設備保全グループリーダー

富岡 昭宏 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 副リーダー

伊藤 圭佑 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 担当

木村 圭一 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 担当

青野 伸幸 原子力本部 原子力部 安全グループリーダー

三島清太郎 原子力本部 原子力部 安全グループ 副リーダー

井原 芳樹 原子力本部 原子力部 安全グループ 担当

梅木あゆみ 原子力本部 原子力部 安全グループ 担当

武内 康輔 原子力本部 原子力部 安全グループ 担当

村上 裕樹 原子力本部 原子力部 耐震設計グループ 副リーダー

森田 泰光	原子力本部	原子力部	耐震設計グループ	担当
平田 智之	原子力本部	原子力部	耐震設計グループ	担当
繁榊真一郎	原子力本部	原子力部	核物質防護・工事グループ	副リーダー
高木 英行	原子力本部	原子力部	核物質防護・工事グループ	担当
井手 綾香	原子力本部	原子力部	廃止措置グループ	副リーダー
越智 雄大	原子力本部	原子力部	廃止措置グループ	担当
塩田 哲生	土木建築部	地盤耐震グループ	副リーダー	
木戸 智之	土木建築部	地盤耐震グループ	担当	

#### 4. 議題

- (1) 四国電力（株）伊方発電所3号機の使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可申請の審査について
- (2) その他

#### 5. 配付資料

- 資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る申請の概要について
- 資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料
- 資料3 伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）

#### 6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第1074回会合を開催いたします。

9月26日の原子力規制委員会臨時会議におきまして、山中委員長からプラント関係の審査を引き継いだ杉山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、四国電力株式会社、伊方発電所3号機の使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可申請の審査についてです。

なお、本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しています。音声等が乱れた場合には、お互いその旨を伝えるようお願いいたします。

それでは議事に入ります。四国電力は資料について説明を始めてください。

○四国電力（渡辺） 四国電力、渡辺でございます。

当社は先月1日に、伊方3号機の使用済樹脂貯蔵タンクの増設について設置変更許可申請をさせていただきました。今後審査にしっかり対応してまいりますので、御指導よろしくお願いたします。

それでは、申請の概要について担当のほうから御説明させていただきます。

○四国電力（富岡） 四国電力、富岡でございます。

それでは資料1について御説明いたします。

本資料は、伊方発電所3号機使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る申請の概要についてでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらは目次となっております。

本日は、1、使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の概要、2、設置許可基準規則への適合のための設計方針、3、設置許可申請書の変更内容、4、既設タンクとの相違点、5、工事計画、あと参考としまして、関係する設置許可基準規則条文の整理について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。ここからは工事の概要について御説明いたします。

まず、使用済樹脂貯蔵タンクの設置目的ですが、使用済樹脂貯蔵タンクは1次系の水質調整などのために設置されている各脱塩塔から排出された使用済樹脂を一時的に貯蔵し、放射能を減衰させるためのタンクです。下の図は一例として、化学体積制御系統の概略図をお示ししています。

3ページをお願いいたします。こちらは使用済樹脂貯蔵タンクを増設する理由です。

現在、伊方発電所3号機では使用済樹脂貯蔵タンク3A、3Bの2基を使用し、伊方3号機にて運開以降発生した使用済樹脂及び1、2号機から移送した使用済樹脂を貯蔵しておりますが、今後、伊方発電所3号機の運転に伴い発生する使用済樹脂量を考慮しますと、2029年の頃には使用済樹脂貯蔵タンク2基の貯蔵容量を超過する可能性がございます。このため、伊方発電所3号機に使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設する計画としてございます。

4ページをお願いいたします。こちらは工事の概要です。増設施設の配置と、概略仕様を示してございます。

使用済貯蔵タンク3Cは将来増設することを想定して、建設時より確保している区画に増設いたします。また、使用済樹脂貯蔵タンクの基本構造は、既設タンクと同様とし、タンク増設に伴い、新たに遮蔽壁を増設いたします。

下の図を御覧ください。赤い丸の部分に新たに使用済樹脂貯蔵タンク3Cを増設し、その

右に、新たに遮蔽壁を増設する計画としてございます。また、その右に使用済樹脂貯蔵タンク及び遮蔽壁の概要をお示ししてございます。

5ページをお願いいたします。こちらは増設する使用済樹脂貯蔵タンクの構造をお示ししてございます。

増設する使用済樹脂貯蔵タンク3Cの基本構造は、既設3A、3Bタンクと同様でございますが、建設時に工場で組み立て・搬入が可能であった既設3A、3Bタンクと異なり、3Cタンクについては現地搬入のため、胴板8分割、鏡板2分割の分割形状で搬入し、現地での組み立てを行うこととしてございます。

また、使用済樹脂貯蔵タンクは耐震Bクラス機器でございますが、設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）への対応において、さらなる安全性向上の観点から、3Cタンクについては、タンク基礎ボルトの材質・径を既設3A、3Bタンクから変更することで、基準地震動 $S_s$ に対する耐震性を確保することとしてございます。

6ページをお願いいたします。ここからは設置許可基準規則の要件に対する設計方針についてお示ししています。

表の見方としましては、左側に設置許可基準規則で定められている要求項目、主たる要件を並べており、右側に当社の設計方針を整理しております。

表を御覧ください。第4条第1項、耐震性。こちらの主たる要件としましては、設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならないとなっております。第2項、耐震重要度分類に応じた地震力の算定。前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならないとなっております。

これに対し当社の設計方針としましては、設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、耐震重要度分類をBクラスに分類し、それに応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行うとしてございます。

7ページをお願いいたします。

第8条第1項、火災感知設備及び消火設備。主たる要件としましては、設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災感知設備及び消火設備並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならないとなっております。

設計方針としましては、設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火

災の影響軽減の措置を講ずるものとするというふうになってございます。

(1) 火災発生防止。使用済樹脂貯蔵タンクは不燃性材料、又は難燃性材料を使用した設計とする。(2) 火災感知及び消火。使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響のため、消火活動が困難な場所でございますが、使用済樹脂貯蔵タンクが金属製であること、タンク内に貯蔵している樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室は可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、使用済樹脂貯蔵タンクは、火災感知並びに消火設備を設置しない設計とする、としてございます。

(3) 火災の影響軽減のための対策。使用済樹脂貯蔵タンクは、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器であり、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁に囲まれた火災区域を設定し、他の火災区域と分離するとしてございます。

8ページをお願いいたします。

第9条第1項、溢水による損傷の防止等。主たる要件としましては、安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬとになってございます。

設計方針としましては、安全施設は、新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンクの破損による溢水を防止する設計とすることで、発電用原子炉施設内における溢水に対して安全機能を損なわない設計とするとしてございます。

第9条第2項、管理区域への漏えい防止。主たる要件としましては、設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬとになってございます。

設計方針としましては、設計基準対象施設として新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンクは、破損による溢水を防止する設計とすることで、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする、としてございます。

第10条第1項、誤操作の防止。主たる要件としましては、設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬとになってございます。

設計方針としましては、設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、運転員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により使用済樹脂貯蔵タンクの状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする、としてございます。

第10条第2項、操作性。主たる要件としましては、安全施設は、容易に操作することができるものでなければならないとなっております。

設計方針としましては、使用済樹脂貯蔵タンクの操作に必要な状態表示、操作器具等は原子炉補助建屋通路部に設置されている既設の制御盤に設けることで、容易に操作ができる設計とするとしてございます。

9ページをお願いいたします。

第12条第1項、安全機能の重要度分類。主たる要件としましては、安全施設はその安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならないとなっております。

設計方針としましては、安全施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする、としてございます。

第12条第3項、全ての環境条件における機能の発揮。主たる要件としましては、安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならないとなっております。

設計方針としましては、使用済樹脂等タンクの設計条件を設定するに当たっては、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、供用中に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等、各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする、としてございます。

第12条第7項、安全施設の共用。主たる要件としましては、安全施設は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならないとなっております。

設計方針としましては、使用済樹脂貯蔵タンクは、2以上の発電用原子炉施設において共用いたしますが、1号炉及び2号炉の使用済み樹脂を貯蔵した場合でも使用済樹脂貯蔵タンクの安全性を損なわない設計とする、としてございます。

10ページをお願いいたします。

第28条第1項、放射性廃棄物の貯蔵施設。主たる要件としましては、工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設を

設けなければならない。一、放射性廃棄物が漏えいしにくいものとする。二、固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとする。こととなつてございます。

設計方針といたしましては、使用済樹脂貯蔵タンクは独立した区画に設け、漏えいを検出できる設計とすることにより、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とすることとしてございます。

第30条第1項、放射線量の低減。主たる要件としましては、設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。一、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。こととなつてございます。

設計方針といたしましては、設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、放射線業務従事者の受ける放射線量を低減できるよう、遮蔽、機器の配置、放射性物質の漏えい防止等、放射線防護上の措置を講じた設計とする、こととしてございます。

11ページをお願いいたします。

こちらは設置許可申請書の変更内容をお示ししてございます。

使用済樹脂貯蔵タンクの増設工事に伴い、使用済樹脂貯蔵タンクの貯蔵容量が約154m<sup>3</sup>から約231m<sup>3</sup>に変更となることから、該当する本文5号の記載を変更いたします。

12ページをお願いいたします。

こちらは、既設タンク3A、3Bと増設タンク3Cの相違点をお示ししてございます。

基本的には既設タンクと同仕様でございますが、溢水防護の観点から、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とすることとしてございます。

13ページをお願いいたします。

こちらは実施時期についてお示ししたものです。

原子炉設置変更許可及び設計及び工事計画に係る手続を実施した上で、2024年度に使用済樹脂貯蔵タンクの増設工事に着手し、2026年度に竣工する計画とすることとしてございます。

14ページをお願いいたします。

こちらは参考資料でございますが、関係する設置許可基準規則の条文について、当社の整理をお示ししたものでございます。

左列に設置許可基準規則の条文、真ん中列に○△×でお示ししておりますが、関係条文の整理結果、右列備考欄に考え方を記載してございます。

また、表の下に記載してございますが、○については、関係条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要があるものとしてございまして、○と整理したものについて、本資料の2、設置許可基準規則への適合のための設計方針にて御説明いたしました。

次に、△についてですが、関係条文であるが、既に適合性が確認されている、又は既許可に影響しないことが明らかなものとしてございまして、例えば、3条、設計基準対象施設の地盤の場合でございますが、3条の備考欄に記載してございますが、本条文は設計基準対象施設に関係するが、本申請において設置する使用済樹脂貯蔵タンクは、耐震重要度分類Bクラスに適用する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置していることを確認している既存の原子炉補助建屋内に設置するものであり、本申請において、設計基準対象施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性に影響を与えるものではなく、適合していることが明らかと考えており、△と整理してございます。

資料の説明は以上でございます。

○杉山委員 では質疑に入ります。

規制庁から、はい、中野さん。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

私のほうから何点か質問させていただければと思います。

まず1点目ですけれども、放射線業務従事者の防護の関係で質問させていただければと思います。

資料2の125ページからお願いします。この部分なんですけれども、資料中では放射線業務従事者の被ばくの防護について、現在の説明中では、遮へい設計基準として、管理区域の区分ごとに定められた設計基準線量率というのを満足するというふうに評価して説明していると思うんですけれども、この説明の中に、具体的な放射線業務従事者の作業時間だったりとか、あとはそれを踏まえた業務従事者の被ばくの線量の実態の評価だったりとかというところは説明がないというふうに認識をしています。

放射線業務従事者の作業時間等の条件を踏まえて、どういうふうに被ばく量を線量限度以下に管理できるものと評価したのかというところの説明をお願いします。

○杉山委員 四国電力、御回答をお願いします。

○四国電力（三島） 四国電力の三島でございます。

本資料には、具体的には記載してございませんけれども、例えば今回設置いたします使

用済樹脂貯蔵タンク室前通路でありましては、通常の作業時間ですね、年間50週立ち入ったとしても、滞在する放射線業務従事者が受ける線量、実効線量の限度、50mSv/年に対して十分余裕のある数値として0.012mSv/hという遮蔽設計区分を設定してございます。そちらを満足するように、通路についてはそのような設計としてございます。

また、使用済樹脂貯蔵タンク室につきましては、0.15mSv/hを超える区域、第4区分としておりますけれども、こちらについては通常の立ち入りが不要なところとなるように設計するものでございます。

以上になります。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

設定の基準については理解いたしました。ただ、資料中では、今言った説明で、通常どのような時間帯、作業するとか、ここは立ち入らないだとか、そういったところを具体的に説明を追加していただいて、資料で分かるように追記いただければと思います。よろしくをお願いします。

○四国電力（三島） 四国電力、三島です。

承知いたしました。

○中野審査官 続けて、私のほうから質問させていただければと思います。

同じく資料2の127ページからですけれども、今度は遮蔽設計の評価の関係で質問させていただければと思います。

今回資料中では、タンク室の遮蔽壁を評価点として説明されていますけれども、遮蔽壁を評価点とする場合、遮蔽設計の評価を行うに当たってはタンクの線源強度というものを表面線量率の条件とか必要であるというふうに考えているんですけれども、今回の資料中には、線源強度の条件というのは、炉心の評価条件しか設定されていなくて、説明の中にも、炉心条件に基づいて使用済樹脂貯蔵タンクの線量を算出したというふうに文字だけで記載がされているんですけれども、例えば、タンク内の樹脂の貯蔵量だとかというのが線量の値にも寄与するものと考えているんですが、炉心条件だけを条件設定されている説明だけだと、タンクからの線量というのはどういうふうに設定したのかというのが理解しきれないところがありますので、先ほど申し上げた貯蔵量だったりとか、タンクの表面線量率というものをどういうふうに評価して、確認をしているのかというところを説明をお願いします。

○四国電力（三島） 四国電力の三島です。

この炉心条件において1%破損を想定いたしまして、各脱塩塔に捕捉された樹脂の放射量を、使用済樹脂タンクの容量分、入ったとしたときに、各エネルギーごとにまたそれを設定いたしまして、遮蔽の計算をしてございます。

現在の資料には記載してございませんので、こちらについても資料に反映するよういたします。

以上でございます。

○中野審査官 今説明いただいたような内容ですね、タンクの線量についてどういうふうなロジックで計算しているのかというところが分かるように説明を追記していただければと思います。

またですね、1点、同じページの中から追加で確認なんですけれども、今回の線量評価に当たって、タンク周辺の線源というもの、タンクの周辺ですね、ほかのタンクの線源というものが評価されているのかどうかというところを確認させていただきたいと思うんですが、資料中には既設のタンクというものを、既設のタンクからの放射線は無視できるというふうに説明があるんですけれども、どういった理由で無視できるのかというところも確認させていただければと思います。

○四国電力（三島） 四国電力の三島でございます。

既設のタンクにつきましては、例えば、第4区分から第3区分への影響評価につきましてはある基準を設けて、それ以下になるように設計してございます。そちらについても資料に追記するよういたします。

以上でございます。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

よろしく願いいたします。

○杉山委員 ほかにありますか。

○中野審査官 続けて、原子力規制庁の中野のほうから質問させていただければと思います。

次は、タンクの重要度分類の関係で確認させていただければと思うんですけれども、資料2の107ページからお願いします。

細かい部分については工認の段階で確認させていただくことになるというふうには認識はしているんですけれども、今回ですね、タンクの重要度分類の関係で、増設する使用済樹脂貯蔵タンクについては重要度分類、PS-3というふうに説明をいただいていると思うん

ですが、そのタンクについては配管等、接続されておりまして、その先に弁等もありますけれども、この放射性物質の貯蔵能力、貯蔵機能を有する機器の範囲として、どの範囲がPS-3として設定されているのかというところの設備の範囲について確認させていただければと思います。

○四国電力（富岡） 四国電力、富岡でございます。

重要度分類PS-3の貯蔵機能として設定している範囲でございますが、タンク本体をPS-3と設定してございます。また、樹脂と配管がございましてけれども、樹脂と配管についても、PS-3の間接関連系として、PS-3というふうに設定をしてございます。

以上でございます。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

今御説明いただいた部分というのが、資料中で図とかで確認できる部分ってありますでしょうか。

○四国電力（富岡） 四国電力、富岡でございます。

資料中、図で分かるように説明はできてございませんので、図をお示しして説明するように、資料のほうに追記をしたいと思います。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

よろしく申し上げます。

続けて、私のほうから、あと2点ほど質問させていただければと思います。

次が、資料3のほうなんですけれども、ページが8（3）-1-11、設計方針の関係ですね。今回の申請書にございます添付の資料の8に記載されている、設置許可基準規則の二十八条の放射性廃棄物の貯蔵施設に関する適合のための設計方針についてなんですけれども、こちらの中で、既許可の設計方針では記載されていた使用済樹脂のセメント固化やそのタンクの容量についての記載が今回されていない一方で、既許可の設計方針では記載されていなかった漏えいを検出できる設計というふうに、新たに記載があると認識しています。

これらの設計方針の記載の変更の理由についてまずお伺いしたいのと、あとは既設のタンクについて、そもそも漏えいを検出できる機器があるのかどうかというところ、もしないのであれば、今回の設計方針の変更で、既設のタンクに設計の変更が生じるものなのかどうかというところを確認させてください。

○四国電力（井手） 四国電力の井手でございます。

2点、御質問いただきましたうち、まず1点目、設計方針の変更についてです。こちらに

つきましては記載のほうで再稼働のときの逐条評価の記載と一部記載が異なるという点であろうかと思えます。まず違うところといたしまして、汚染拡大防止について、区画を設けるとか、漏えい検知をということを具体的に記載させていただきました。こちらのほうは設計の方針を変更したのではなく、対応する内容をより具体的に記載したもので、考え方を変えたものではございません。

あと、樹脂の貯蔵量、セメント固化、貯蔵量の記載がないということですが、こちらにつきましては、設置許可基準規則のほうの解釈のほうで容量管理できることが求められておりますので、すいません、資料のほうで資料2の補足説明のほうになるんですけども、補足説明資料の通し番号、113ページ、具体的には117ページのところから3ページにわたって貯蔵容量と、あとこれからの発生量を考慮して貯蔵ができますというところを補足説明のほうで御説明をさせていただくという思いで、こちらのほうを記載してございます。

一つ目のほうの御回答は以上となります。

既設のタンクも許可の範囲かというところにつきましては、別の担当のほうから御説明させていただきます。

○四国電力（松原） 四国電力、松原でございます。

既設のタンクにつきましても、増設タンクと同様に独立した区画内に設け、漏えいを検出できる設計となっておりますので、既設のほうについて何か変更があるというものではございません。

以上でございます。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

先ほど御回答されたところについて確認なんですけれども、一応今回の申請の範囲に対して必要な部分を抜き出して説明をしていると。既設のタンクについても検出する機能があるので変更はない、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○四国電力（松原） 四国電力、松原でございます。

そのとおりでございます。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

承知いたしました。

続きまして、私のほうから最後の質問させていただければと思うんですけども、資料3の11ページの部分ですね。今回のタンクの増設において、既許可段階で増設を前提とし

た区画の確保であったりとか、その配管の整備というものを行っていたかと思えますけれども、今回の申請以後、増設のための措置というものは想定してないというふうに今認識しております。

申請書の本文に、必要がある場合には増設を考慮するというふうに内容が記載されていますけれども、こちらの内容を踏まえて、まず今後タンクの増設をする意向というのがあるのかどうか確認させていただければと思います。

○四国電力（富岡） 四国電力、富岡でございます。

今後、タンクの増設に関する計画は全くございません。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

タンクの増設の予定がないということを確認させていただきましたけれども、例えば、ちょっとこれからの話になるんで回答は難しいのかもしれないですけれども、例えばプラントがこれから60年運転するといった場合、増設したタンクの容量で樹脂の貯蔵が足りるのかどうかというところの確認と、あとは廃棄物の処理も含めて、今後どういった対応を考えているのかというところを確認させてください。

○四国電力（松原） 四国電力、松原でございます。

60年運転というところは今後のことですので、どうなるか分かりませんが、40年運転というところであれば、今の容量で十分足りるというふうに考えてございます。今後は廃棄物の処理についても、いろいろと今検討を進めているところでございますので、その結果を踏まえて適切に処理してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

処理については今後検討されるということで、1点、単純計算でいくと、例えばの話なんですけど、例えば60年運転したときには単純計算で足りるかどうかということを確認させていただいてもよろしいですか。

○四国電力（渡辺） 四国電力、渡辺でございます。

そういった評価は現状を持ち合わせてございません。

以上でございます。

○中野審査官 原子力規制庁の中野です。

承知しました。

私からは以上です。

○杉山委員 関連する話として、ちょっと私から確認させていただきたいんですけども、この資料1の最初のページ、2ページ目で、そもそもこのタンクの位置づけは、線量が下がるまで一時的に貯蔵するという事なんですけれども、今のお話を聞いていますと、一時的というのが、その言葉から受ける印象以上に長いわけなんです。具体的に処理のほう法もまだ決めていないということで。既にある既設のタンクから、線量は影響ないほど既にもう線量は下がっているけれども、今の状態で保管するという、何ていいますか、処理方法が決まるまでなのかもしれませんけれども、そういう意味では当面、この状態で貯蔵を続けるという、そういう運用でよろしいでしょうか。

○四国電力（富岡） 四国電力、富岡でございます。

その認識で相違ございません。

○杉山委員 はい、分かりました。はい、奥さん。

○奥調査官 実用炉審査部門、奥でございます。

本日指摘をしましたとおり、設置許可基準規則の要求事項に対して説明が不足しているところ、あと何点か、補足説明資料に追記をいただくべきところがあったかと思えます。引き続きヒアリングの場等を活用しまして、事務局において事実確認を進めていければと思います。

以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。大丈夫ですか。

四国電力側から何かございましたらお願いします。

○四国電力（松原） 四国電力、松原でございます。

こちらからは特にございません。

○杉山委員 はい、分かりました。

それでは、本日予定していた議題は以上となります。

今後の審査会合の予定につきましては、本日午後、13時30分からプラント関係の非公開の会合があります。また、9月29日木曜日、午後にプラント関係、こちら公開の会合を予定しております。

それでは、第1074回審査会合を閉会いたします。